

賃金引き上げ¹⁾の支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。



活用のポイント

賃上げ + 設備投資

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30～130万円
70円コース	40～300万円
90円コース	90～600万円

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。



活用のポイント

非正規雇用労働者の賃上げ

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額		
	基本部分	加算	
		賃上げ	割増賃金率
業種別課題 対応コース(※1)	25～550万円	6～360 万円(※2)	25～100 万円
労働時間短縮・ 年休促進支援コース	25～200万円		
勤務間インターバル 導入コース	50～150万円		



活用のポイント

労働時間削減等の取組

(賃上げ・割増賃金率) + 設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2倍になります。

また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2.5倍になります。

(※3)別途団体向けのコースあり。

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

(※1) 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

(※2) 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～ ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円



活用のポイント

職業訓練＋経費助成等

(訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

(※3) 訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理制度**(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げを行った場合、最大325万円が支給されます。

区分	助成額・助成率(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%又は75% (50%)



活用のポイント

雇用管理改善の取り組み

(賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げで、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は225万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成(上限額9,110円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

✓ 支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



(R8.9)



佐賀県業務改善サポート補助金

第2弾

最大 200万円を県が上乘せ!

国の業務改善助成金に県が上乘せの補助を行い、事業者の皆さまの生産性向上・賃上げの取り組みを支援します!

※本事業は国の重点支援地方交付金を活用しています

佐賀県業務改善サポート補助金の計算方法

(令和7年11月20日までに佐賀労働局へ業務改善助成金の申請を行った場合)

設備投資等に要した費用

(例)

- ・顧客・在庫等管理システムの導入による業務効率化
- ・店舗改装による配膳時間の短縮

×

(補助率)

引上げ前 最低賃金	国補助率	県補助率
1000円 未満	4/5	1/5
1000円 以上	3/4	1/4

=

実質負担なし!

設備投資等に
要した費用
×
国+県の補助率

10/10

※以下の上限額を超える
場合は一部負担あり

(上限額) 事業場規模: 30人未満の事業者

事業場規模: 30人以上の事業者

最低賃金 引上げ額	引上げ 労働者数	国助成 上限額 (千円)	県助成上限額(千円)	
			県の補助率 1/5	県の補助率 1/4
30円以上	1人	600	150	200
	2~3人	900	225	300
	4~6人	1,000	250	333
	7人以上	1,200	300	400
	10人以上*	1,300	325	433
45円以上	1人	800	200	266
	2~3人	1,100	275	366
	4~6人	1,400	350	466
	7人以上	1,600	400	533
	10人以上*	1,800	450	600
60円以上	1人	1,100	275	366
	2~3人	1,600	400	533
	4~6人	1,900	475	633
	7人以上	2,300	575	766
	10人以上*	3,000	750	1,000
90円以上	1人	1,700	425	566
	2~3人	2,400	600	800
	4~6人	2,900	725	966
	7人以上	4,500	1,125	1,500
	10人以上*	6,000	1,500	2,000

最低賃金 引上げ額	引上げ 労働者数	国助成 上限額 (千円)	県助成上限額(千円)	
			県の補助率 1/5	県の補助率 1/4
30円以上	1人	300	75	100
	2~3人	500	125	166
	4~6人	700	175	233
	7人以上	1,000	250	333
	10人以上*	1,200	300	400
45円以上	1人	450	112	150
	2~3人	700	175	233
	4~6人	1,000	250	333
	7人以上	1,500	375	500
	10人以上*	1,800	450	600
60円以上	1人	600	150	200
	2~3人	900	225	300
	4~6人	1,500	375	500
	7人以上	2,300	575	766
	10人以上*	3,000	750	1,000
90円以上	1人	900	225	300
	2~3人	1,500	375	500
	4~6人	2,700	675	900
	7人以上	4,500	1,125	1,500
	10人以上*	6,000	1,500	2,000

◆補助対象者 県内中小企業者等が、令和7年4月14日以降に佐賀労働局へ「業務改善助成金」の交付申請を行い、交付額確定及び支給決定通知書を受けた者

※令和8年以降の新たな業務改善助成金の詳細が決定次第、改めて計算方法をお知らせします。

※第1弾で佐賀県業務改善サポート補助金を受給した事業者は対象外です。

申請受付期間

令和8年4月1日(水) ~ 令和9年2月17日(水) 必着

※受付期間内であっても、補助金交付決定額の総額が予算上限に達した場合は、受付を終了します。

◆お問い合わせ先及び申請書提出先◆ (事業の実施者)

佐賀県産業イノベーションセンター 補助金事務局

〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝114 ☎0952-37-1688

佐賀県産業イノベーションセンター

<https://sagaperch.jp/news/000344.php>



佐賀型賃金UP
支援チーム事務局

補助金の使い方・申請書の書き方など、何でも
ご相談ください! ☎0952-97-8135

相談
無料

令和8年3月16日

© 2025 Saga Prefecture.



令和8年度 厚生労働省委託事業
「中小企業・小規模事業者等に対する
働き方改革推進支援事業」



YouTubeチャンネル始めました▶



中小企業事業主等の皆様へ



働き方改革

お悩みに寄り添います

**Q カスハラの
対応をしたい!**

A 対応をご説明
しましょうか



**Q 人手不足を
解消したい!**

A 人材育成研修を
しませんか



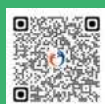
**Q 残業のない
働き方を知りたい!**

A 好事例と法制度を
ご案内しましょうか



**Q 補助金・助成金
を利用したい!**

A ご案内
します



補助金(中小企業庁)

助成金(厚労省)



**Q 社員研修を
したい!**

A 資料提供や講師を
しましょうか

働き方改革に関する様々な課題に**社会保険労務士**がお答えします。

佐賀産業保健総合支援センター



佐賀県よろず支援拠点



とも連携!

ご利用
いただける
サービス ▶



電話相談



メール相談



来所・訪問相談



セミナー
社員研修

相談無料

秘密厳守

佐賀働き方改革推進支援センター



HP▶



Youtube
チャンネル▶

〒840-0843
佐賀市川原町8番27号
平和会館1階



MAP▶

開所時間 平日 9:00~17:00 ※年末年始を除く

E-mail saga@workstylereform.net

TEL 0120-610-464

FAX 0952-20-1541

受託実施機関



全国社会保険労務士会連合会

社会保険労務士による無料相談・訪問支援申込票

佐賀働き方改革
推進支援センター宛FAX : 0952-20-1541 (R7.6.5~)
MAIL : saga@workstylereform.net

メール▶



申込日： 年 月 日

会 社 名 事業所名		代表者名	
業 種		従業員数	名 (うち非正規雇用労働者 名)
住 所	〒 -		
担当部署／役職	/	氏 名	
電話番号	() -	FAX 番号	() -
担当者携帯電話 (緊急時の連絡先)	- -	メールアドレス	@
相談希望日時	希望日時がある場合 第1希望 月 日 / 時から 第2希望 月 日 / 時から 第3希望 月 日 / 時から ☐電話で調整を希望		
相談方法 (どちらかにチェック)	☐ 会社・事業所へ訪問 ☐ センターへ来所 ☐ ZOOMなどによるオンライン相談		
相談内容 (ご希望内容にチェック)	☐働き方改革で何から手をつけたらよいか分からない ☐生産性向上による賃金引上げ ☐助成金制度の活用 ☐人材確保・人材育成 ☐テレワーク・副業・兼業 ☐長時間労働の是正 ☐給与体系・賃金制度(評価制度) ☐有給休暇の取得義務化への対応 ☐労働時間管理(時間外労働 他) ☐同一労働同一賃金 ☐36協定・就業規則見直し ☐高齢者活用、女性の活躍推進 ☐外国人の就労・受け入れ ☐ハラスメント防止対策 ☐しわ寄せ防止 ☐働き方改革関連法への対応全般 ☐仕事と育児・介護の両立支援(くるみん等) ☐その他 ※特に相談したい内容がございましたら、こちらにご記入ください。		
この専門家相談を 知ったきっかけ	☐労働基準監督署からの紹介 ☐ハローワークからの紹介 ☐金融機関からの紹介 ☐商工会議所・商工会からの紹介 ☐Facebook ページを見て ☐市町等のその他団体 ☐ホームページを見て ☐労働局からの紹介 ☐その他 ()		

※ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。